

別 紙

議 事 の 経 過

第 一 日 平 成 二 十 六 年 十 二 月 五 日

開 会 午 前 十 時 〇 二 分

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

みなさん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十六年第四回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

八 番 吉 村 忠 男 君

九 番 相 馬 勝 治 君

十 番 工 藤 健 一 君 を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

奈良岡文英議会運営委員長。

[ 議 会 運 営 委 員 長 奈 良 岡 文 英 君 登 壇 ]

○ 議 会 運 営 委 員 長 （ 奈 良 岡 文 英 君 ）

おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。  
去る十二月二日、午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、平成二十六年第四回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から十二月十一日までの七日間とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり  
十二月五日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明、議案（請願）審議、採決  
十二月六日、七日は休日及び日曜日のため休会  
十二月八日は、議案熟考のため休会  
十二月九日は、町政に対する一般質問  
十二月十日は、各常任委員会開催のため休会  
十二月十一日は、議案審議・採決・常任委員会報告・閉会  
以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から十二月十一日までの七日間とし、休会日は、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から報告のとおり、会期は本日から十二月十一日までの七日間とし、休会日はお手元に配布してあります日程表のとおりとすることに決定いたしました。

○ 議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

次に、平成二十六年八月二十八日付け青森県後期高齢者医療広域連合告示第十三号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙において、五所川原市長平山誠敏氏、むつ市長宮下宗一郎氏、大鰐町長山田年伸氏、及び三沢市議会議長小比類巻雅彦氏、が当選の告示をされましたことをご報告いたします。

○ 議長（野呂日出男君）

次に代表監査委員から、監査報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○ 代表監査委員（神忠勝君）

おはようございます。

監査報告を申し上げます。

例月出納監査については、去る十一月二十六日、二十七日及び二十八日の三日間にわたり、十月分の各会計の収入・支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

また、定期監査については去る十一月十七日、十八日及び十九日の三日間にわ

たり町補助金交付団体及び町補助事業を対象に執行状況を監査いたしましたところ、事業計画等に基づき補助金が適正に活用され、諸帳簿等の整備並びに経理内容等は適正と認めました。

次に、工事ですが常盤中部線防雪柵設置工事、第一工区、第二工区、第三工区については、工程どおり進捗完成しており、適正と認めました。

また、町消防団の四箇所の分団の機械器具等の備品の管理及び台帳の記載整備等は良好でありました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十六号及び諮問第一号から諮問第二号まで、並びに議案第六十八号から議案第九十三号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、請願第三号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願を議題といたします。

請願第三号の紹介議員の 浅利直志君 から趣旨説明を求めます。

浅利直志君。

[浅利直志君 登壇]

○ 十三番（浅利直志君）

あらためまして、おはようございます。今日は雪であります。

それでは、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書採択の請願について、紹介議員である私のほうから趣旨説明をしたいと思っております。提出者は、青森市大野字若宮百六十五の十九、青森県労働組合総連合、議長 奥村 榮氏であります。請願事項は集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書を採択すること、採択して頂くことと言うことが請願事項であります。お手元の資料の請願の趣旨の説明に書いてありますんですけども、次ページの所に意見書案があります。これに沿って請願の趣旨をご説明したいと思っております。集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書についての請願の趣旨を説明したいと思っております。平成二十六年七月一日安倍内閣は国民世論を踏みにじり集团的自衛権行使容認の閣議決定をしました。通常国会での不十分な議論だけで、国民の意見も聞くこともなく国会終了後に閣議決定したことは民主主義を否定するものであり、決して認めることは出来ません。閣議決定後、内閣支持率は急落し世論調査でも集团的自衛権行使容認反対は六割にもものぼっている。また、二百を超える地方自治体が集团的自衛権行使容認の閣議決定に反対あるいは慎重に対処すべきだという意見書を採択しているところでもあります。ご承知のように集团的自衛権は憲法九条に明記されている、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、第一項、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。第二項に明確に違反すると考えられる。だからこそ、憲法九条改正を党是としている自民党でさえ歴代内閣、内閣法制局も集团的自衛権を認めてこなかったものであります。集团的自衛権行使は、ここが大事でありますけれども、日本が攻撃されていなくても、アメリカの言わば要請に応じて自衛

隊が海外での戦争に参加させられることになります。これでは憲法九条の、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認、そういう国から、戦争のできる国、あるいは戦争に参加する国に変貌させられることになります。ということであります。多少補足説明をいたしますと、いわば中国や北朝鮮のミサイル等の軍事的対応を理由にして集団的自衛権行使容認が必要だとしている意見もあるわけでありませぬけれども、中国や北朝鮮等に対する対応はほとんど全て固有の自衛権行使で可能なものではないかと思っております。原文の方に戻ります。内閣による解釈改憲による集団的自衛権行使は、立憲主義を否定する。立憲主義と言いますのは皆様ご承知のように憲法がいわゆる内閣やあるいは公務員また、そういう人たちを拘束するという側面をもっている、ということでありませぬ。立憲主義を否定することから憲法学者、文化人、マスコミ関係者などから厳しく批判されているだけでなく、自民党の内部からも批判の声が上がっている。古賀元幹事長や野中元官房長官などは、国の形を変えるもの、と公然と異議を唱えているところでありませぬ。また、改憲賛成の学者なども解釈改憲による集団的自衛権行使はいわば邪道であり閣議決定を撤回すべきであると主張しているところでありませぬ。つまり、憲法九十九条の趣旨からも立憲主義を内閣は最大限尊重すべきだということでありませぬ。また、内閣による解釈改憲ではなく集団的自衛権行使が必要であるならば、憲法の改正を堂々と目指すべきだということでありませぬ。結論として国会、政府におかれましては集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回されるよう強く求めるところでありませぬ。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたしますと、言うことが請願の趣旨説明でありませぬ。議員各位におかれましては、賢明なる判断によりまして内閣に対する請願でございますので本請願を採択して下さいませぬようお願い申し上げます私の方からの本請願についての趣旨説明とさせていただきます。

○ 議長（野呂日出男君）

これから質疑をおこないます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論をおこないます。

○ 議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○ 一番（奈良完治君）

どうも、先ほどは失礼いたしました。先ほど申しましたけれども、この容認を撤回する請願には反対するものであります。先ほど浅利直志議員の方から縷々ご説明のほうがありました。ただ、今現実的にみなさんもお存じのとおり国際情勢は大きく様変わりしております。七十年前のお話を、また七十年前に書かれた考えられたものを今現在のものに当てはめても、これは非常に現実的ではありません。ご存じのとおりロシアはプレミア半島を併合し武力でウクライナの東部もまた自国の領土化をしようとしています。そのような国際情勢の中でこの集団的自衛権がどのように生かされて行くか、その辺をやっぱり再考する時期にきていると思います。当時の兵器は銃弾、大砲、爆弾、ただ、今の主兵器はミサイル、大陸間弾道弾であります。その辺のことを考え合わせればやはり研究し意見を出し合えば、自分の国、国民を守るためには最低限の戦力、そして協力者が必要なように思います。そのような意味において時間だけかけ、前にも進まない国防政策よりも、閣議の中で決定し、速やかに実行できるこの集団的自衛権行使、私は今のこのスピード世界に準じていると思います。そのような意味においてやはり私はこの意見書に賛成できないものであります。以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

次に請願に賛成者の発言を求めます。

(発言者なし)

ほかに討論はありませんか。

小野稔君。

○ 六番 (小野稔君)

反対の討論を述べてもよろしいでしょうか。

○ 議長 (野呂日出男君)

はいどうぞ。

○ 六番 (小野稔君)

先ほど浅利議員が、集団的自衛権の行使は日本が攻撃されなくても、アメリカの要請に応じて自衛隊が海外での戦争に参加せざるえないと言う話がありましたけれども、こういう場合はどうするのかを問いたいと思います。海外での突然紛争が発生しそこから逃げようとする日本人を同盟国である能力を有するアメリカがこれを援助、救出、輸送している時に日本近海で攻撃を受けた場合はどうするのか。そういうことを考えた時、アメリカは日本に対して自衛隊の要請してくるのは当たり前だと思います。そういうことを考えた時、国民の命を守る責任を放棄せざるえないというような発言は私はどうしても考えられません。そういうことを考えた時この集団的自衛権に、今のこれに対して反対するものであります。

○ 議長 (野呂日出男君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから請願第三号を採決いたします。

この採決は起立によっておこないます。



請願第三号を採決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(野呂日出男君)

起立、少数であります。

よって、請願第三号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第六、請願第四号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第四号の紹介議員の小野稔君から趣旨説明を求めます。

小野稔君。

[小野稔君 登壇]

○六番(小野稔君)

あらためまして、おはようございます。

私からは、今回の請願書理由をこの場にて述べさせていただきます。手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。二千六年十二月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、二千十一年八月に成立した改正障害者基本法では全て障害者は可能な限り言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められています。また、同法第二十二條では国、地方公共団体に対して情報保障施設を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更に

は手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。よって、以上のとおり請願するものです。宜しくお願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論をおこないます。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これから、請願第四号を採決いたします。

請願第四号は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、請願第四号は採択することに決定いたしました。

小野稔君。

○ 六番（小野稔君）

ただいまの請願採択は誠にありがとうございました。

つきましては、関係機関に意見書を提出していただきたく、お取り計らいをお願いするものであります。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただいま、小野稔君から意見書を提出したい旨の発言がありました。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、意見書を提出することに決定いたしました。

なお、意見書の作成につきましては、紹介議員と本職にご一任願います。

○議長(野呂日出男君)

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午前十時五十三分